

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北 野 進 ほか124名

被 告 北陸電力株式会社

第42準備書面

平成27年7月17日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 岩淵 正明

外



本書面では、被告が準備書面⁽¹⁵⁾第3章（富来川南岸断層）で述べる反論について、再度反論を述べる。

1 総論

被告は、準備書面⁽¹⁵⁾第3章において、原告が将来活動する可能性のある断層であると主張する富来川南岸断層について、「古砂丘・古期扇状地に関する空中写真を活用したDEM解析による地形特性の検討」（乙B31、以下「服部ほか（2014）」という。）を広く引用して反論する。

しかし、以下に述べるとおり、被告が服部ほか（2014）を引用して中位段丘でないと反論している根拠は、いずれも根拠たりえていないのであり、富来川を挟んで海成中位段丘面に大きな高度差が認め

られることは明らかである。

2 巖門から七海にかけて海成中位段丘の存在は明らかである

東洋大学の渡辺満久教授らが能登半島南西岸について海成段丘面の区分・対比・編年を行った調査によれば、巖門から牛下において、層厚数メートル以上の海成砂層とこれを覆う褐色の風成ローム層が観察された。生神及び七海においても褐色で未風化の海成砂層が確認されている（甲 A 第 6 1 号証：渡辺満久ほか「能登半島南西岸変動地形と地震性隆起」241 頁）。

また、新潟大学の立石雅昭名誉教授の調査によっても、巖門から生神にかけて海成中位段丘面が存在することは原告ら第 28 準備書面で述べたとおりである。

3 被告の反論はいずれも海成中位段丘の存在を否定できていない

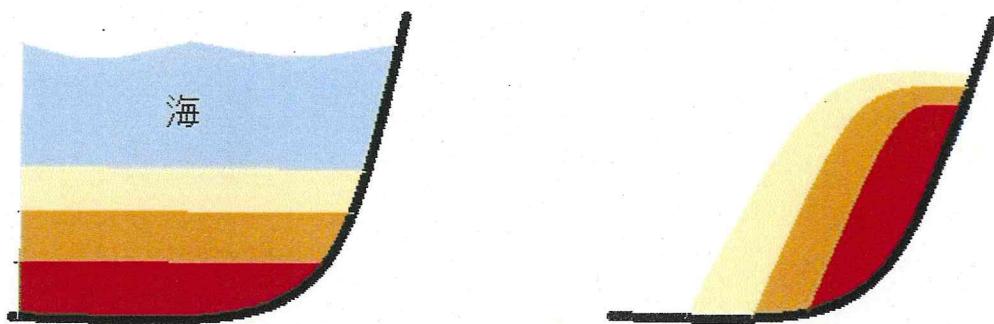
(1) 被告は、巖門から七海にかけてのある地点において、堆積層から SK テフラの存在が確認されたことや、この地域に古期扇状地堆積層が分布することを根拠に、海成中位段丘が存在しないと主張している。

しかし、そもそも巖門・牛下・生神付近では、M1 面（中位段丘面）を刻む河成面が形成されており、M1 面が島状に残るにすぎない地域がある。そのため、M1 面がある地点において存在しなかったとか、川に由来する堆積物が存在したからといって、それらはこの地域に M1 面が存在しない根拠にはなり得ないのである。

(2) また、服部ほか（2014）によれば、渡辺満久教授らが巖門で確認した海成層について陸成の「砂丘砂」と結論づけている。しかし、この層は、基盤の凹凸を埋めて谷壁にアバットして堆積している（次頁の図参照：基盤に沿うて堆積しているのではなく海水面に水平に堆積している）砂層であることから、砂丘砂ではなく海成層

であることは確実である（甲 A 61, 244 頁）。

アバットに堆積（海成層） アバットでない堆積（陸成層）



(3) そもそも、服部ほか（2014）の研究（乙B31）は、地層の編年を明らかにすることを目的としたものではない。その表題にあるように「空中写真を活用したDEM（数値標高モデル）解析」によって地形特性を検討した研究である。そのため、巖門の地層が「砂丘砂」であるとの記載も傍論として述べられているにすぎない。

そのような研究でふれられている記載と、本件原発の立地する能登半島南西岸地域の隆起の原因を明らかにすることを目的として当該地域の地層堆積状況や地形の変動を調査し地層の編年を明らかにした調査結果とでは、少なくとも地層の成因や編年に関しては、原告らが引用する後者の調査結果がより正確さを期していることは明らかである。

4 小括

上述1ないし3で述べたことから、被告の反論は、いずれも原告らが主張する富来川左岸の巖門から七海にかけての地域で海成中位段

丘面の高度が北に向けて高度を上げて富来川を挟んで急激に高度を下げるという事実を何ら搖るがるものではない。

富来川南岸断層が、後期更新世以降に活動した将来活動する可能性のある断層等であることは明らかであり、その活動が海底の断層や敷地内の断層の活動にも影響を与える危険性からしても、志賀原発の耐震上考慮されないということはおよそありえないことであるから、被告による志賀原発の運転が直ちに差止められるべきことは明らかである。

以上